

## BEPS防止措置実施条約

国家税務総局は2022年9月1日からBEPS防止措置実施条約の効力が生じることをご報告しました。

BEPS防止措置は①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置②二重課税の排除等納税者にとって不可実性排除に関する措置が導入され、各締結国は既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを選択することができます。

### 【適用開始】

BEPS防止措置実施条約の規定は協定の各締結国において、次のものについて適用される。

- ① 非居住者に対して支払われ又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については2023年1月1日以後に生じる課税事象
- ② 当該締結国によって課されるその他の全ての租税については、2023年3月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税

### 【日中租税条約への影響】

1983年に署名された日中租税条約の一部が以下のように変わります。BEPS行動計画「2 ハイブリット・ミスマッチ取極めの効果の無効化」「6 租税条約の濫用防止」「7 恒久的施設認定の人為的回避の防止」「14 租税協定の効果的実施」に対応し、租税条約の特典を制限する内容になっています。

### （目的）前文改訂

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する**両国間の協力を強化**することを希望し、協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた**非課税又は租税の軽減**（両締結国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約あさりの仕組みを通じたものを含む）**の機会を生じさせることなく**二重課税を除去することを意図して次のとおり協定した。

### （居住者）第4条3項改訂

協定第四条1の規定によって両締結国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締結国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、協定の適用上その者が居住者とみなされる締結国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

#### （特殊関連企業）第9条追加

一方の締結国が、他方の締結国において租税を課された当該他方の締結国の企業の利得を当該一方の締結国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間には設けられた条件が**独立の企業の間には設けられたであろう条件**であったとしたならば当該一方の締結国の企業の利得はなかったとみられる利得であるときは、当該他方の締結国は、その利得に対して当該他方の締結国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整にあたっては協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締結国の権限のある当局は必要があるときは相互に協議する。

#### （条約の濫用の防止）新設

協定のいかなる規定にもかかわらず、すべての関連する事実及び状況を考慮して、協定に基づく特典を受けることが**当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断**することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、**その所得**については、当該特典は与えられない。